

# 移管前後における情報公開上の差異

情報公開法上、移管前後で、非公開(非開示)とできる情報が異なる。

移管前(現用)	移管後(非現用)
<p>個人に関する情報 法人等に関する情報 国の安全等に関する情報 公共の安全等に関する情報 審議、検討等に関する情報 事務又は事業に関する情報</p> <p>(情報公開法5条1項1号～6号)</p>	<p>個人に関する情報 法人等に関する情報 国の安全等に関する情報</p> <p>(情報公開法2条2項2号、同施行令3条1項3号イ)</p> <p>(独立行政法人情報公開法2条2項2号、同施行令2条1項3号イ)</p>